

第 85 回 国民 スポーツ 大会 競技 用具 整備 要 項

1 趣 旨

この要項は、「第 85 回 国民 スポーツ 大会 競技 用具 整備 基本 方針」(以下「基本 方針」という。)に基づき、第 85 回 国民 スポーツ 大会 (以下「大会」という。)の競技 運営 に 万 全 を 期 する と 同 じ に、大会 を 契 機 と して スポーツ の 普 及 ・ 振 興 に 資 する こと を 目 的 と し、大会 開 催 に 必 要 な 競技 用具 の 整 備 に つ い て 必 要 な 事 項 を 定 め る。

2 競技 用具 の 区 分

(1) この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

	区 分		内 容	例 示
競 技 用 具	競 技 用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く)	ゴールポスト、 卓球台、得点板等
		消 耗 品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、フラッグ、 ネット等
用 具	運 営 用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品以外 のもので、競技会運営に必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く)	机、テント、 放送器具等
		消 耗 品	競技を実施するために直接必要な消耗品以 外のもので、競技会運営に必要な消耗品	事務用品、清掃用具等

(2) この要項で備品とは、比較的長期にわたって、その性質又は形状を変更することなく使用に耐えるもので、取得価格が 50,000 円以上の物品をいう。

(3) この要項で消耗品とは、備品以外の物品をいう。

3 競技 用具 整備 計画 の 作 成

(1) 競技用具整備計画は、会場地市町村が県競技団体及び県と協議の上、作成する。

(2) 競技用具の規格及び数量については、県及び会場地市町村が県競技団体と協議の上、公益財団法人日本スポーツ協会及び中央競技団体と調整し決定する。

(3) 競技用具の整備に当たっては、大会時に使用可能な現有の競技用具を活用し、不足する場合には借用する。特に、大会終了後の利活用が困難なものはできる限り借用する。

なお、現有活用及び借用により整備してもなお不足する競技用具については購入する。

(4) 競技用具の整備時期は、競技別リハーサル大会の実施などを勘案し調整する。

4 業務分担及び経費負担

(1) 競技用具の借用は、会場地市町村が行うものとし、その経費を負担する。なお、必要がある場合には、県が会場地市町村の依頼により斡旋に努める。

(2) 競技用具の購入は、次表の業務分担及び経費負担区分により行うものとする。

業務分担及び 経費負担区分 競技会場及び 練習会場の施設区分	県	会場地市町村
県有施設	競技用備品	競技用消耗品 運営用備品及び消耗品
市町村有施設	—————	競技用備品及び消耗品 運営用備品及び消耗品
その他の施設	—————	競技用備品及び消耗品 運営用備品及び消耗品

(3) 基本方針に定める「一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量及び質を超えて整備しなければならないもの」については、必要に応じて県と会場地市町村が別途協議する。

5 競技用具の保管及び利活用

購入した競技用具の保管及び大会後の利活用等については、購入した者の責任において行うものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県と会場地市町村が別途協議するものとする。